



国民年金保険料免除申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

令和3年度の免除申請などの受付は、令和3年7月1日から開始され、令和3年7月分から令和4年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正され、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。よって、令和3年7月に申請する場合は、令和元年6月まで遡って申請できます。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、役場国民年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

【免除が承認された場合の免除額と保険料】

令和元年度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円
保険料	0円	4,150円※	8,310円※	12,460円※

※一部免除が承認された場合の保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

【お問合せ】 住民生活課 住民係

国民健康保険税（1期）、後期高齢者医療保険料（1期）の納期は、

8月2日(月)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。

創業73年の信頼と実績



告知/見守端末・観光WiFi・各種ネットワーク関連など
ICTの価値あるソリューションをワンストップでご提供



FUJITSU パートナー

扶桑電通株式会社 青森営業所

〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 (AQUA青森スクエアビル2F)

Tel 017-775-2031 Fax 017-774-4720

URL: <http://www.fusodentsu.co.jp> ※